

○滑川市地域ぐるみ除排雪活動費補助金交付要綱

昭和61年10月15日

告示第55号

（趣旨）

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市地域ぐるみ除排雪活動費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第2条 市長は、降雪期において住民が自主的に共同して行う生活道路及び歩道に係る除排雪活動（以下「地域ぐるみ除排雪活動」という。）を促進するため、町内会等で組織する地域ぐるみ除排雪組織（以下「除排雪組合」という。）の行う地域ぐるみ除排雪活動等の経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（除排雪組合の設立等に関する基準）

第3条 除排雪組合は、1町内会組織以上をもって設立するものとする。ただし、これにより難しい場合は、関係する町内会の同意を得て、おおむね30世帯を基準に設立することができる。

2 地域ぐるみ除排雪活動計画の策定においては、除排雪組合を構成するすべての世帯が参画するようなものとして定めなければならない。

（小型除雪機械等の整備に関する基準）

第4条 小型除雪機械等の導入機種及びそれに係る地域ぐるみ除排雪活動計画においての道路延長は、次の表のとおりとする。ただし、機種につき市長が特に必要があると認めたときは、これ以外のものによることができるものとする。

導入機種	除排雪活動計画の道路延長
小型ホイロローダー （普通免許で運転できる範囲のもの）	1機当たり おおむね 500 m以上
ロータリー除雪機 （ハンドガイド式で除雪幅0.50m以上のもの）	1機当たり おおむね 200 m以上
除雪装置 （トラクターのロータリー式アタッチメントで除雪幅1.50m以上のもの）	1機当たり おおむね 500 m以上

（ 交付の対象経費及び補助金額 ）

第 5 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費			補助金の額
経費	細目		
小型除雪機械等の購入費（新規購入又は5年以上経過したものの更新に限る。）	小型ホイールローダー	新車 （新規登録車に限る。）	当該経費に3／4を乗じて得た額又は3,000千円のいずれか低い額
		上記以外のもの	当該経費に3／4を乗じて得た額又は1,000千円のいずれか低い額
	ロータリー除雪機又は除雪装置		当該経費に3／4を乗じて得た額又は2,000千円のいずれか低い額
小型除雪機械等に係る消耗品費（1機につき1回の申請に限る。）	タイヤ、タイヤチェーン又はエッジ		当該経費に1／2を乗じて得た額又は100千円のいずれか低い額

（ 交付申請書の様式等 ）

第 6 条 規則第 3 条に規定する補助金交付申請書及びこれに添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
交付申請書、事業計画書及び収支予算書	様式第 1 号	1 部	毎年度市長の定める日まで

（ 交付条件 ）

第 7 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) その他補助事業の遂行につき必要と認められる事項。

2 小型除雪機械等の更新については、交付要綱に基づき改めて審査するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日に1部を市長に提出しなければならない。

（活動状況等の報告）

第9条 補助事業者は、活動状況等の日報記録等を作成するものとし、補助事業の終了後5年間及び市長の指示がある場合はその都度に補助事業に係る除排雪組合の活動状況等について報告しなければならない。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和62年12月12日告示第49号）

この告示は、公表の日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則（平成2年3月15日告示第6号）

この告示は、公表の日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則（平成11年3月1日告示第15号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月1日告示第32号）

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成30年9月13日告示第80号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日告示第45号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年7月1日告示第74号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

滑川市長

様

住 所
申請者 団体名
代 表

年度滑川市地域ぐるみ
除排雪活動費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり地域ぐるみ除排雪活動を実施したいので、滑川市補助金等交付規則第 3 条の規定により、滑川市地域ぐるみ除排雪活動費補助金 円を交付されるよう申請します。

記

1. 実施する事業の区分
 - （１）地域ぐるみの除排雪組合の設立又は除排雪計画の策定
 - （２）小型除雪機械等の整備
2. 事業計画書 別添のとおり
3. 収支予算書 別添のとおり